

## 弘前学院大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

したがって、2007（平成19）年4月1日付で正会員への加盟・登録を承認する。

ただし、貴大学の「財務」については、後述する勧告に示す課題がある。また、「財務」に重要な影響を及ぼす「学生の受け入れ」について、後述する助言のような状況にあるため、今後の推移を見守る必要がある。また、短期間に文学部のみの単科大学から3学部設置の大学へと変化してきているので、教養教育・共通教育・基礎教育などさまざまな教育・研究活動を全学的に行えるよう、各学部が有機的な関連性を持つように改善していく必要もある。これらの問題を抱えているにもかかわらず、提出された点検・評価報告書は教育・研究活動などを十分把握するには記述が不十分で、使用している数値やデータの誤りなど問題があった。審査のプロセスで改善の方策については確認できたものの、貴大学を取り巻く環境が厳しい状況にあり、大学を挙げて特段の努力をする必要がある。については、できるだけ早期に貴大学の全学的な改善状況を確認する必要があるので、通常、次回大学評価の申請は正会員へ加盟して4年後のところ、3年後に必ず行うことを義務付ける。

そのため、認定の期間は2011（平成23）年3月31日までとする。

なお、財務に関する勧告については、毎年7月末までにその改善状況を報告するよう要請する。

### II 総評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、キリスト教主義の精神、特に「畏神愛人」を建学の精神とし、福音主義キリスト教による人格の完成を目指した教育目標を基本としている。学生向けのパンフレットなどには貴大学の特徴が記載されており、学部・研究科の理念・目的、養成したい人材像なども適切に示されているが、それらを学生や入学希望者に一層具体的に明示する必要がある。

こうした建学の精神や教育目標などに照らして、文学部・社会福祉学部、社会福祉学研究科、宗教部、各研究所の教育・研究活動などについてはおおむね適切である。

しかし、学生の受け入れとそれに伴う財務について、文学部では在籍学生数が収容定員を満たしておらず、今年度に入って社会福祉学部でも在籍学生数が収容定員を下

回っている。そのため、大学全体でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。この点は学生生徒等納付金により収入の多くを依存する貴大学にとって非常に大きな問題であり、今後の推移を見守る必要がある。

なお、看護学部と文学研究科は 2005（平成 17）年設置であり学年進行中という時期であったため、教育・研究活動の多くの点で評価ができなかったことを付記しておく。

## 二 自己点検・評価の体制

「弘前学院大学学則」の規定に則り、「弘前学院大学自己点検・自己評価委員会」を組織して 1996（平成 8）年度、2002（平成 14）年度に点検・評価報告書を刊行している。

しかし、本協会に提出された点検・評価報告書について、看護学部や文学研究科は設置されたばかりで記述できない点は考慮できるものの、貴大学の教育・研究活動などを十分把握するには記述に欠けた点が多く、点検・評価の際に使用している数値やデータ（図書館および図書・電子媒体の項目）についても、誤ったものが掲載されているなど問題があった。また、提出のパンフレットなどの添付資料と点検・評価報告書の記述に矛盾する点などもあったので、今後の点検・評価の際には十分注意されたい。

## 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

### 1 教育研究組織

貴大学の建学の精神や教育目標に照らして適切な教育・研究上の組織が、おおむね整備されている。建学の精神に基づいた組織として宗教部を設け、さまざまなキリスト教活動をとおして教育活動を活発に行っていることや、地域総合文化研究所において地域の文化を明らかにし、「知」の市民への開放を目指した組織づくりや講演会などの地域貢献なども行っていることは評価できる。また、津軽地方・東北地方の文人、文士、詩人の評価・研究というユニークな研究目的を有する文学研究科を新設している。

しかし、短期間に文学部だけの単科大学から 3 学部設置の大学へと変化してきており、さまざまな教育・研究活動を全学的に行えるよう工夫するために、各学部が有機的な関連性を持つ必要がある。

### 2 教育内容・方法

#### (1) 教育課程等

全学部

キリスト教精神に基づいた「畏神愛人」を建学の精神として掲げ、幅広い教養によって形成される人間性豊かな人格を持つ人材の育成を目指し、人間の尊厳、倫理教育が施されている。

文学部では、「基礎演習」「一般教育科目」「専門科目」を大きな柱として一定の体系立てられたカリキュラムを有しており、『学生便覧』の中で履修方法や単位修得の説明が詳しくなされている。

社会福祉学部では、「社会福祉学を学んだ教養人」の育成を掲げ、学問を学ぼうえで基本的に必要となる「基礎教育科目」を土台に、社会福祉学支援科目」および「社会福祉学専門科目」が並列的に配置され、福祉学を広く学べるように工夫しており、カリキュラムに一定のバランスはとれている。しかしながら、教養的な科目も含まれる「社会福祉学支援科目」に社会福祉士国家試験受験資格科目を選択必修として配置している点や、精神保健福祉士国家試験受験資格科目を配置している点は、目標とする「教養人の育成」の点との整合性を欠くように思われる。

また、看護学部では、「看護基盤科目」「看護基礎科目」「看護実践科目」と区分したカリキュラムであり、看護師・保健師の国家試験受験資格を取得するために必要かつ十分な教養科目、専門科目が整備されている。

このように各学部が教育課程の編成にそれぞれ工夫を凝らしている。しかし、3学部とも教養教育にあたる科目をそれぞれで配置しているため、大学全体としての教養教育の設置や3学部合同で履修できる共通教育科目の設置への取り組みが必要である。また、各学部とも基礎教育の充実に向けた努力が行われていることは認められるが、今後も一層推進することが望まれる。

### **社会福祉学研究科**

高度専門職業人の養成という目的ならびに教育課程の編成の考え方および特色は明示されている。また、社会福祉学関連の科目を「基礎科目」「特論科目」「演習科目」「実習科目」に区分しており、実習を必修として履修させていること、社会人で遠隔地から通学する学生のために、集中講義形式や夜間開講などの時間割編成で配慮するように努力している。

## (2) 教育方法等

### **全学部**

文学部では「単位修得状況チェック」を担当教員が行い、社会福祉学部では、年度当初や実習前オリエンテーションを行い、履修指導に一定の効果을あげている。

しかし、文学部では1年間の履修登録の上限が高く、社会福祉学部では、1年間で履修しうる単位の制限を行っていない。転・編入生への配慮や学生の経済的理由に対

する配慮など理解できる点もあるが、大学設置基準上の単位あたりの学修量に対する考え方を尊重し、適切な制限を設けることが必要である。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が活発でなく、授業評価も活用されていないので、今後、改善が強く望まれる。加えて、シラバスは内容が簡略であるとともに記述の精粗がみられるので、改善が望まれる。

なお、看護学部は学年進行中であるため、ほとんど評価できなかったが、提出されたシラバスについては、改善の余地がある。

#### 社会福祉学研究科

入学時ガイダンスにおいて履修モデルを提示し、科目履修を勧めている。また、入学時の研究計画と1年前期に論文題目を提出させること、教授の研究内容等を伝えたいうえで指導教授を決定し、早い時期から個人指導を受けるシステムを採っていることなど、適切な研究指導を行っている。しかし、FD活動については、組織的に取り組むことが望ましい。

#### （3）教育研究交流

文学部では、国際交流の推進は十分とは言えないが、学生の語学留学を実施しており、社会福祉学部では海外の大学と姉妹校提携を締結したばかりという状況である。こうしたこれまでの実績は、地域性を考慮するとある程度は認められるものの、今後は、一層の展開を強く望む。

また、社会福祉学研究科では学生の学会参加・研究発表が行われているが、学外の大学院や研究組織との交流については実績が乏しいようなので、今後の活発化が望まれる。

#### （4）学位授与・課程修了の認定

社会福祉学研究科では学位授与規定に基づき修士の学位を授与している。しかし、社会福祉学部卒の学生と実務経験のある学生では、理論研究と実践研究とで学位授与基準に多少の違いが出てくることが予想されるので、学位授与基準を一層具体的に明示していくことを期待したい。

### 3 学生の受け入れ

全学部とも、点検・評価報告書において学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について説明はあり、入学者選抜試験も公正に行われているが、その方針にあたるものが『大学案内』『学生募集要項』に記載されていない。また、文学部では在籍学生数が収容定員を満たしておらず、今年度に入って社会福祉学部でも在籍学生数

が収容定員を満たせなくなっている。そのため、大学全体でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。学生確保に向けて現在さまざまな取り組みを行っていることは理解できるものの、より一層の努力が必要である。

一方、看護学部は、建学の精神や教育目標に応じた適切な学生の受け入れ方針を定め、公正な受け入れを行っている。まだ2学年までであるが、定員を大幅に超えることのないよう適正な範囲で受け入れ続けることに期待する。

社会福祉学研究科については、学生募集の方法を年間2回、一般入試・社会人入試を行い、おおむね適切であるが、両研究科とも収容定員を満たしていないので、充足するよう一層努力することが望まれる。

#### 4 学生生活

ジョブカフェ青森をはじめとして、学生生活全般にわたって少人数制のメリットを生かしたサポート体制が整っている。学内奨学金(1/2免除)も制度としては充実し、特待生制度と併せて評価できる。

ハラスメントの対策については、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」を策定し、相談窓口もあるが、ハラスメント全般に対する規程の整備および一層の広報活動が望まれる。

学生の就職指導については、通常の方法ではあるが、組織的に取り組んでいる。しかし、就職希望者数を母数としているため、就職内定率は良好に見えるが、卒業者と就職者で換算すると、2002(平成14)年度から2004(平成16)年度までの平均で50%台の学部もあり、一層の努力が望まれる。

学生の心身の健康維持・増進の方策については、おおむね適切である。また、健康相談・生活相談等の増加が常態化してきていることへの具体的な対応にも、学生生活重視の姿勢が見受けられる。

#### 5 研究環境

研究活動については紀要などを刊行しており、おおむね適切と言える。しかし、一部には研究に不活発な教員も見られるため、一層の努力を期待したい。

研究環境について、個人研究費は学部によりやや差があるものの一定額は保障されている。研究室はすべて個室であり、面積に若干の違いがあるものの設備も含め整っている。また、教員の研究活動に必要な研修機会も、文学部・社会福祉学部とも保障されている。しかし、共同研究費の制度はなく、競争的研究資金の獲得も弱い。

なお、看護学部は学年進行中のため、点検・評価報告書に記述はなかったが、専任教員の研究活動は、提出されている教育・研究業績一覧から積極的に取り組まれていると認められる。また、研究環境も実地視察の結果からおおむね整備されていると判

断できる。

## 6 社会貢献

「地域に開かれた大学作り」を目標に、公開講座、フォーラム等を企画・運営し、地域との交流を図っており、宗教部は一般向けにもキリスト教活動や奉仕活動を積極的に行っている。また、社会福祉学部ではボランティア活動、「つがる福祉創造フォーラム」、地域総合文化研究所や社会福祉教育研究所における研究成果の公開と地元還元 of 積極的実施といった、地域社会との連携・交流が盛んである。看護学部でも地域医療従事者に関する研修会「リカレント教育（循環再教育）」を実施し、貴大学の特徴を生かした取り組みを実施している

## 7 教員組織

各学部とも大学設置基準で定める必要専任教員数や専任教員1人あたり学生数は適切である。また、教員の任免、昇格の基準と手続きが明文化されている。しかし、文学部英語・英米文学科は、専門科目を担当する教授が1名不足しているため、改善が望まれる。

専任教員の年齢構成について、文学部ではバランスがとれているが、社会福祉学部ではバランスを欠いていると言わざるを得ない。また、学年進行中のためやむを得ないが、看護学部も同様にバランスを欠いており、今後年齢構成を考慮した計画的な教員採用を進めていくことが望まれる。

学生の学修活動を支援するための人的支援体制について、助手は社会福祉学部2名、看護学部4名を配置しており、適切に運用されている。しかし、ティーチング・アシスタント（TA）は点検・評価報告書でも問題を多くあげており、その体制が適切とは言えない。

## 8 事務組織

事務組織は、学務課、学生課、就職課、入試センターなどで構成されている。これら各課と関連する委員会では、事務職員も構成員となって企画立案を行うなどの連携が図られており、大学院の教学支援体制も学部事務と兼務することで機能的に行われている。また、事務職員の研修についてはおおむね適切に行われている。

## 9 施設・設備

一部老朽化した校舎があるものの、校地・校舎面積は大学設置基準を上回っており、施設・設備もおおむね適切である。また、それらの維持管理体制も確立している。しかし、バリアフリーの取り組みが十分でない。また、パソコン端末の数が少なく、利

用時間に制限があり、接続速度が遅いなど、情報機器の配置が十分とは言えない。特に看護学部では、液晶プロジェクター常設の教室が3室しかなく、共有パソコンの台数が少ない。また、学内でも検討されているようであるが、学生の自習室がない点などには早急な対応が必要である。

なお、今後の施設・設備の整備は財務状況を十分考慮しつつ進めることが望まれる。

## 10 図書・電子媒体等

図書館を地域に開放しており、閲覧座席数もおおむね適切である。しかし、蔵書数、開館時間の点で十分とは言えない。また、他大学図書館とのネットワークは整備されているものの、検索性は少ない。

## 11 管理運営

学部教授会・大学院委員会ほかすべての会議に理事長（学院長も兼務）・学長が出席するが、学則の抜粋、「弘前学院大学組織運営規程」などでは、学長、理事長の役割分担、各会議体の役割分担が不明確である。加えて、学長の選任は「弘前学院大学組織運営規程」により明文化されているが、「学長の選任は、理事会が行う」のみの規定であり、具体的な学長選出手続きは不明確である。また、学部長の選出も、学長が学部専任教員の中から適切な人材を選出して任命し、理事会に報告することになっている。

これらの点は、現在のように管理運営側と教学側がうまく機能しているときには問題ないが、将来にわたって管理運営上の問題が発生しないよう、規程などを整備してそれに従った運営をしていくことが望まれる。

## 12 財務

大学を取り巻く学生確保の環境は厳しいとは言え、貴大学では入学者の定員割れが続き内部留保が少なく、教育・研究基盤を整備する必要財源は、外部資金（寄附金、借入金）に依存せざるを得ない。そのような状況のなかで、新学部の設置や中学校の開設などにかかわる施設・設備への先行投資をしてきたが、財政的な裏付けが不安定である。

特に、財務関係比率では、法人・大学ベースとも文系学部とその他の学部を設置する私立大学の平均と比較して、人件費比率が高い。教育研究経費比率、基本金組入率は経年的に低く、資本的支出が抑えられている。さらに、2004（平成16）年度の要積立額に対する金融資産の充足率が36.8%、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過率が120.2%と厳しい数値を示している。これらは2005（平成17）年度では、それぞれ30.5%、138.4%と悪化している。

点検・評価報告書には、中・長期計画の必要性を述べているが、教育目標と財政基盤確立のための具体的施策の策定が急務である。

### 1 3 情報公開・説明責任

過去2回実施の自己点検・評価をもとにした点検・評価報告書は学内への配布にとどまっており、学外には公表されていないので、積極的な情報公開が必要である。また、入試結果など情報公開の請求への対応について、個人情報保護に十分留意しつつも、積極的に情報を公開する体制作りが望まれる。

財務情報に関して、財務三表は教職員に対して事務室に備え付けるのみで対応しており、学生、卒業生、保護者などには、開示請求があれば対応する状況であり、いずれも適切な方法により広く関係者に公開しているというレベルとは言えない。

なお、点検・評価報告書に「機密保持の観点等から財務書類の内容をどこまで公開するのかを検討する必要がある。」との記載がある。しかし、大学の運営に関して、積極的に情報公開をして大学関係者の理解を得ることは必須であり不適切な表現と言える。

## III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

### 一 長所として特記すべき事項

#### 1 施設・設備

1) 重要文化財である「外人宣教師館」は貴大学の特色であり、一般に無料公開して貢献していることは評価できる。今後も維持・管理に努力して、貴重な文化財を広く一般に公開していくことを継続してほしい。

### 二 助言

#### 1 教育内容・方法

##### (1) 教育方法等

- 1) 文学部では一年間に履修登録できる単位数の上限が60単位であり、社会福祉学部では履修登録単位数の上限が設定されていないので、改善が望まれる。
- 2) 文学部ならびに社会福祉学部では、FD活動への取り組み、授業評価への取り組みが十分とは言えない。教員に授業評価の結果をフィードバックする等の改善が必要である。
- 3) 文学部ならびに社会福祉学部では、シラバスの記入項目は統一されているものの、内容が簡略であるとともに記述の精粗がみられ、改善が望まれる。また、看護学部は学年進行中であるためか、シラバスでは授業の目的または行動目標、

テーマが記載されていない科目が多く見受けられる。しかし、少なくとも1年次の科目においてはどの教科も記載する必要がある。

#### 社会福祉学研究科

- 1) 教育・研究指導は指導教員個人に委ねられ、組織的な試みが認められないので、改善が望まれる。

#### (2) 教育研究交流

#### 社会福祉学研究科

- 1) 他大学の研究科等との研究交流が不活発であるので改善が望まれる。

#### 2 学生の受け入れ

- 1) 文学部の過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00を満たしておらず、在籍学生数も収容定員を満たしていない。また、今年度は社会福祉学部でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。そのため、大学全体でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。したがって、一層の努力が必要である。
- 2) アドミッション・ポリシーにあたるものが『大学案内』『学生募集要項』に記載されていないので、改善が望まれる。

#### 3 学生生活

- 1) ハラスメント全般に対する規程の整備および一層の広報活動が望まれる。

#### 4 研究環境

- 1) 社会福祉学部の専任教員の週あたりのコマ数が10コマを超える教員がいることは、適切な対応が必要である。

#### 5 教員組織

- 1) 文学部英語・英米文学科は、大学設置基準上必要専任教員数は充足しているが、専門科目を担当する教授が1人不足しているため、改善が望まれる。
- 2) 社会福祉学部では、専任教員16人中61歳以上の教員が7人を占めており、年齢構成のバランスを欠いている。また、学年進行中のためやむを得ないが、看護学部も同様にバランスを欠いており、今後の教員採用の際に年齢構成を考慮した計画的な人事が望まれる。
- 3) 社会福祉学部では実習支援に実習助手を配置しているものの、TAを2人支援職員としている。TAは本来、大学院学生の教育の一環として位置づけるもの

であり、実習教育上の指導者として位置づけるのは無理があると言わざるを得ない。

## 6 施設・設備

- 1) パソコン端末の数が少なく、利用時間に制限があり、接続速度が遅いなど、情報機器の配置が十分とは言えない。特に看護学部では、液晶プロジェクター常設の教室が3室しかなく、共有パソコンの台数が少ない。また、学生の自習室がないなども早急な対応が必要である。
- 2) バリアフリー環境が整っていないので、障がいを持つ学生の学修機会の保障のために早急な改善が望まれる。

## 7 図書・電子媒体等

- 1) 図書館の開館時間が短く、夜間学ぶ大学院学生の利用が困難である。また、休暇期間中は夜間開館しておらず、社会人の大学院学生の利用は難しいので改善が望まれる。
- 2) 図書館の蔵書数が少なく、収納可能図書数にも制限があるので、改善が望まれる。

## 8 管理運営

- 1) 学長、理事長の役割分担、各会議体の役割分担を規程上明確にすることが望まれる。
- 2) 学長の選任は「弘前学院大学組織運営規程」で「学長の選任は、理事会が行う」と規定されているのみであるので、学長選出の手続きを規定上明確にする必要がある。

## 9 情報公開・説明責任

- 1) 過去2回実施の自己点検・評価をもとにした点検・評価報告書は学内への配布にとどまっており、学外には公表されていないので、積極的な情報公開が必要である。
- 2) 入試結果など情報公開の請求への対応について、個人情報保護に十分留意しつつも、積極的に情報を公開する体制作りが望まれる。

## 三 勸告

### 1 財務

- 1) 入学者数が定員割れの現状にあることもあって、法人運営のために多額の借入

金があり、長期的な返済債務を負うことになった。また、定員の確保も困難な状況が続くなかで、2005（平成 17）年度の決算書において、繰越支払資金の増加を目標にしているものの、その減少は止まっていない。財務比率も 2003（平成 15）・2004（平成 16）年度の寄附金の出入りに関する動向を除いて悪化しており、2004（平成 16）年度から総負債額がその他の固定資産と流動資産の合計金額を上回り、2005（平成 17）年度も拡大している。借入金の返済計画も長期返済により単年度負担を小さくしているが、財源は定員の確保による学生生徒等納付金や経費の抑制などに依拠している。そのため、引き続き、学生確保に対する継続的な努力を行うとともに、借入金返済計画や財務改善計画を遂行して財務改善を図られたい。

## 2 情報公開・説明責任

- 1) 財務情報に関しては、財務三表は教職員をはじめ学校関係者に適切な方法によって公開すべきであり、単に公開するだけではなく説明責任を認識することも同時に重要である。ホームページによる公開も視野に入れ早急に対応されたい。

以 上

## 「弘前学院大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2006（平成18）年1月27日付文書にて、2006（平成18）年度の加盟判定審査ならびに認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告いたします。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（弘前学院大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査が中心となって一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学審査分科会を開催し（開催日は弘前学院大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月16日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月13日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに判定委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を判定委員会で審議し、「評価結果」（原案）として貴大学に送付しました。同原案に対して貴大学から提示された意見を参考に原案は修正され、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「弘前学院大学資料2」のとおりです。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学の特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は正会員にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2010（平成22）年度に予定される次回大学評価申請時にこれをご提出いただきます。また、財務に関連する指摘については、経過観察を要しますので、2007（平成19）年から次回大学評価申請までの間、毎年7月までに、改善状況を提出してください。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察、意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2007（平成19）年3月29日までにご連絡ください。

弘前学院大学資料1—弘前学院大学提出資料一覧

弘前学院大学資料2—弘前学院大学に対する加盟判定審査のスケジュール

## 弘前学院大学提出資料一覧

## 調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2006年度 弘前学院大学 学生募集要項 2006年度 弘前学院大学 大学院学生募集要項 2005年度 弘前学院大学 学生募集要項 2005年度 弘前学院大学 学生募集要項(看護学部) 2005年度 弘前学院大学 大学院学生募集要項 2005年度 弘前学院大学 大学院学生募集要項(文学研究科)
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2005年度 弘前学院大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	a.2005年度学生便覧(学部) b.2005年度学生要覧(大学院) c.2005年度講義概要(学部)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	a・学部時間割表 b・大学院時間割表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	2005年度学生便覧(学部)に掲載 2005年度学生要覧(大学院)に掲載
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	「規程集」抜粋
(7) 教員人事関係規程等	「規程集」抜粋
(8) 学長選出・罷免関係規程	「規程集」抜粋
(9) 自己点検・評価関係規程等	「規程集」抜粋
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	2005年度学生便覧(学部)に掲載
(11) 規程集	・「規程集」
(12) 寄附行為	・「学校法人弘前学院 寄附行為」
(13) 理事会名簿	・「学校法人 弘前学院 理事・監事」
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	a.「弘前学院大学・弘前学院短期大学 －現状と課題－」(1993-1994年度) b.「自己点検・自己評価報告書 －現状と課題－」(1995-2001年度)

資料の種類	資料の名称
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	2005年度学生便覧(学部)に掲載
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	該当なし
(18) 就職指導に関するパンフレット	・「就職活動ガイドブック ～受験準備から内定まで～」
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	・「学生相談案内用ちらし」
(20) 財務関係書類	a. 計算書類(平成12～16年度) b. 監事、独立監査人の監査報告書 c. 財務情報の公開「閲覧」について

## 弘前学院大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2006年	1月27日	貴大学より加盟判定審査申込書・認証評価申請書の提出
	4月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4月6日	第1回判定委員会の開催（平成18年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4月13日	第1回大学財政評価分科会の開催
	4月25日	第432回理事会の開催（平成18年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5月15日 ～27日	評価者研修セミナー説明（平成18年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月7日	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月11日	大学審査分科会第8群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月16日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	9月20日	第3回大学財政評価分科会の開催
	10月13日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月30日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月6日	第2回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（原案）の貴大学への送付
2007年	2月10日	第3回判定委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（原案）を修正し、「評価結果」（案）を作成）
	2月27日	第440回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
	3月13日	第97回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）